

○飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

平成19年7月4日

飯塚市告示第82号

改正 H26-373、R4-200

飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要領(平成18年要領)の全部を次のように改正する

(趣旨)

第1条 男女共同参画行政施策の総合的な振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画社会実現に向けて活動する市内の各種団体(以下「団体」という。)が行う男女共同参画問題解決のための事業の推進に要する経費について補助する飯塚市男女共同参画推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)の定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H26-373一改、R4-200一改)

(補助対象経費)

第2条 男女共同参画推進事業補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業、市外で実施する事業その他市長が適切でないとする事業については、補助の対象としない。

(H26-373全改、R4-200全改)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 男女共同参画推進啓発事業は、1事業につき6万円以内とし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 男女共同参画推進研修等参加補助金交付事業は、1研修等につき2,000円以内とし、研修等の主催者が開催要領等で示す研修等に係る費用のうち、参加者が負担すべき受講料等の費用(資料代を含む。)であって、1団体につき、年度内5回を上限とする。

(R4-200一改)

(交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める書類を、事業実施日の3月前までに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度であっても、補助金の交付申請をすることができる。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 団体会則
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 事業収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書類に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した団体に、その補正を求めることができる。

(R4-200一改)

(補助金交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(R4-200追加)

(事業変更の承認)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた団体(以下「補助事業団体」という。)が、交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、補助金変更交付申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書により通知するものとする。

(R4-200追加)

(概算払)

第7条 補助事業団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(R4-200追加)

(実績報告)

第8条 補助事業団体は、交付の決定に係る会計年度の末日から10日を経過した日又は当該補助対象事業完了(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)

)の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(R4-200全改)

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業団体に通知するものとする。

(R4-200追加)

(経理書類の整備)

第10条 補助事業団体は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(R4-200追加)

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業団体が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(R4-200追加)

(補則)

第12条 この補助金の交付に関し、この告示に定めるものの他様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

(R4-200一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月30日 告示第373号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年6月6日 告示第200号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

(H26-373一改、R4-200全改)

補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師謝礼金、託児謝礼金、手話謝礼金等
旅費	交通費、通行料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、研修会資料代等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料	会場使用料、附属設備使用料等
その他	市長が必要と認める経費